

# 奈良県公益通報(外部の労働者からの通報)処理要綱

## 1 目的

この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の施行に伴い、県において、外部の労働者からの法に基づく公益通報を適切に処理するため、県が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守(コンプライアンス)を推進することを目的とする。

## 2 通報処理の在り方

### (1) 通報受付窓口及び相談窓口の設置

労働者からの通報を受け付ける窓口及び通報に関連する相談に応じる窓口(以下「通報・相談窓口」という。)を、通報者及び相談者に明確にするため、総務部知事公室広報広聴課に設置する。

### (2) 秘密保持の徹底及び利益相反関係の排除

ア 通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

イ 通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

### (3) 通報対象の範囲

通報・相談窓口においては、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付ける。

### (4) 通報者の範囲

通報・相談窓口においては、通報対象事実に関係する事業者に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者からの通報を受け付ける。

## 3 通報の処理

### (1) 通報の受付及び教示

ア 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを、通報者に対し説明する。

イ 通報の内容となる事実について、県が権限を有しないときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。

ウ 通報がなされた後、これを法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

## (2) 調査の実施

ア 通報を受理した後は、必要な調査を行う。

イ 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。

ウ 適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するよう努める。

## (3) 受理後の教示

通報を受理した後において、県ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。この場合において、県は、法執行上の問題がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供する。

## (4) 調査結果に基づく措置の実施

調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとる。

## (5) 通報者への措置の通知

ア 県が措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

イ 県は、通報の受理から処理の終了までの標準処理期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

## 4 その他

### (1) 通報関連資料の管理

県は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

### (2) 他の行政機関等との協力

県及び県の職員は、この要綱に定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。